

生活支援ハウス長寿園 運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人とおの松寿会が受託する生活支援ハウス運営事業の運営等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第3条 当該生活支援ハウス運営事業の実施主体は遠野市であり、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定された指定通所介護事業所: デイサービスセンター長寿園の経営主体である社会福祉法人とおの松寿会(以下「事業者」という)は、利用者及びサービス内容の決定を除く当該生活支援ハウス運営事業に係る運営の一部(以下「本事業」という)を遠野市から受託する。

(実施施設)

第4条 本事業は、特別養護老人ホーム遠野長寿の郷内に併設された指定通所介護事業所: デイサービスセンター長寿園に居住部門を併せて整備した小規模多機能施設(以下「本施設」という)において実施する。

2 本施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 : 生活支援ハウス長寿園
- (2) 所在地 : 岩手県遠野市松崎町白岩18-7

(利用対象者)

第5条 居住部門の利用対象者は、原則として60歳以上のひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安がある者とする。

(事業内容)

第6条 本事業の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 高齢等のため居宅において生活することに不安のある者に対し、必要に応じ住居を提供すること。

- (2) 居住部門利用者に対する各種相談、助言を行うとともに緊急時の対応を行うこと。
- (3) 居住部門の利用者が虚弱化等に伴い、通所介護、訪問介護等介護サービス及び保健福祉サービスを必要とする場合は、必要に応じ、利用手続きの援助等を行うこと。
- (4) 利用者と地域住民との交流を図るための各種事業及び交流を目的とした場の提供を行うこと。

(利用定員)

第7条 居住部門の定員は、10人とする。

(職員の配置)

第8条 下表に掲げる通所介護事業に従事する職員のほか、居住部門の生活援助員として常勤1名及び非常勤1名の職員を利用者数に応じて配置する。

※指定通所介護事業に従事する職員

職 種	定 数	付 記
施 設 長	1名	遠野長寿の郷施設長及び指定居宅介護支援事業所長寿園施設長兼務
生 活 相 談 員	1名以上	
看 護 職 員	1名以上	機能訓練指導員を兼務する場合あり
介 護 職 員	3名以上	
機能訓練指導員	1名以上	遠野長寿の郷機能訓練指導員と兼務

(職員の職務)

第9条 生活援助員は、指定通所介護事業所の職員の協力を得て、第6条第1項第2号から第4号の業務を行うほか、居住部門の管理を行う。

なお、事業者は、原則として、生活援助員にホームヘルパー養成研修等一定の研修を受講させる等、職員の介護技術や知識を向上させるよう努めるものとする。

(利用者の決定)

第10条 本事業に係る居住部門の利用者は、遠野市が決定する。

(利用料)

第11条 本事業に係る居住部門の利用料は、別表の1及び2の合計額とする。

(守秘義務)

第12条 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

2 事業者は、職員であったものに業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、それらの秘密を保持すべき旨の誓約書を採用時に提出させるものとする。

(地域との連携等)

第13条 事業者は、本事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動と連携し協力する等、地域との交流に努めなければならない。

(緊急時等の対応方法)

第14条 職員は、本事業の実施中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡する等、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なくその旨を管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第15条 事業者は、本事業の実施中に事故が発生した場合には、速やかにその旨を遠野市及び利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を適切に講じなければならない。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 事業者は、職員等の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け、併せて勤務体制の整備に努めるものとする。

(1)採用時研修：採用後3ヶ月以内

(2)継続研修：年1回以上

2 事業者は、この規程に定める事項の外、運営に関する重要な事項については、遠野市と協議して決定するものとする。

(改正の手続き)

第17条 この規程を改正するときは、理事会の承認を経て行うものとする。

附 則

この規程は平成14年3月20日から施行する。

附 則

この規程は平成15年8月6日から施行し、平成15年4月1日より適用する。

附 則

この規程は平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

【別表の1】 高齢者生活福祉センター居住部門利用料(月額)

対象収入による階層区分		利用者負担額
A	1,200,000円以下	0円
B	1,200,001円～1,300,000円	4,000円
C	1,300,001円～1,400,000円	7,000円
D	1,400,001円～1,500,000円	10,000円
E	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
F	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
G	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
H	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
I	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
J	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
K	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
L	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
M	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
N	2,400,001円以上	50,000円

※この表示金額は、遠野市の定めるところによる。したがって、遠野市の定めが変更された場合は、この表示金額も当然に変更される。

【別表の2】 食事代(1食当り)及び光熱水費等の実費(日額)

食事代	朝食		昼食		夕食	
		450円		500円		500円
光熱水費等		4～6月	7～8月	9～10月	11～3月	
	一人部屋	250円	350円	250円	350円	
	二人部屋	360円	520円	360円	520円	

※光熱水費等には、電気、水道の使用料のほか、ベッド・布団等寝具の使用料、施設に備え付けの洗濯機使用量等が含まれる。また、7～8月の光熱水費等には冷房費が、11～3月の光熱水費等には暖房費が含まれる。

※クリーニング代、日用品の買い物等に要する費用は、利用者が別途負担するものとする。

※事業者は、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由が生じた場合、利用者に対

して事前にその旨を説明した上で、この表示金額を相当な額に変更できるものとする。